

副業及び雑収入の所得標準

種類	単位	適用所得金額	種類	単位	適用所得金額
乳牛	1頭当り	収入金額×53.3%-43,800=所得金額 ○仔牛飲用乳及び自家消費乳としてめす仔牛飲用乳として180kg自家飲用乳220kg(1戸当)を収入金額とする。 ○販売乳量のみ利用する場合の乳価1kg当り31円とする。	養	飼育10羽当り	100羽以下 3,600円
			鶏	"	100羽超500羽以下 3,400円
			製	販売100kg当り	640円
			米	" 1俵当り	100円
乳牛仔牛	販売1頭当り	7,000円	酒	米	◎38年11月10日まで政府に売渡した酒米1俵当り125円を収入とする。
養肉用	"	3,500円	加算額		◎上記は「500万円」の計算であり「500万石」以下のものは加算金100円である。
豚仔	"	2,100円	その他		◎かます、麻袋は計算しない。
めん羊	飼育1頭当り	250円			
山羊	"	2,300円			

一般標準外特別経費

種類	区分又は単位	控除金額	摘用
農耕用牛	1頭当り	20,000円	1.控除は1頭当り控除の方法による。 2.牛馬の飼養類が2頭以上の場合にあっては1頭は100%, 2頭目は1の金額の90%とする。
" 馬	"	25,400	3.耕耘機を所有する農家については1頭当りの金額を控除する 4.年の中途で成牛馬を取得したものは月割計算により控除する 5.以上は成牛馬(満2才以上)のものの控除であり未成牛馬および畜産用について控除しない。
雇人費			1.年雇、季節雇、臨時雇の区別なく農家の申出により一般標準に計算された「雇人費」を超過する場合には個々に検討して一般標準に計算された「雇人費」を超過した金額を控除する 2.動力耕耘機の賃借借入牛馬については「雇人費」として取扱い相手方について収入に加算する。
動力耕耘機	一般経費 耕耘実面積1反当り 普通型(耕耘巾0.42m以上)	750円	1.2台所有のものについては一般経費は反当控除額の平均額を控除し、償却額は下記の方法により控除する。 2.耕耘機の控除の対象とする所有基準は原則として6月1日の現況によって控除対象の可否を決定する。 3.6月1日以後の取得のものについては事業の用に供しないものと認め控除対象としないが如の実際耕耘面積により控除し、償却額は月割計算とする。 4.共有する耕耘機については各共有者の持分による。 5.年の中途で取得したもの及び年の中途で耐用年数の経過したものは月割計算とする。 6.けん引車を有する場合は外に普通型、小型共160円加算する。但し自動車等を有する場合はこの控除をしない。
	減価償却 取得価額× $\frac{9}{10}$ 5年 (償却率20%)	640円	
農業用自動車(三、四輪)	田畑耕作面積1反当り	2,700円	1.控除する基本面積は3町1反を限定とする。従って最高限度額は83,700円である。 2.農耕用牛、馬を所有するものについては牛、馬当り控除と左の金額の平均額を控除する。 3.年の中途で購入したものは月割計算とする。 4.農業以外の事業等と兼用するものは使用割合による。
軽三、四輪	(減価償却費を含む)	1,000円	
有線放送	1台当り	1,500円	
新築作業場の特別経費	昭和28年以降に新築した作業場の償却年額から、田畑標準に算入されている建物償却割合等、合計額を差引いた額を控除する。(標準算入額は償却費と建物修理費の1部を含め1反当190円)		
農薬費	田1反当り	1,100円	一般標準(水稲)に計算された農薬費(反当り550円)を超過した額
特別掛酌	田1反当り 畑"	500円 600円	

希望の本があつたらどうぞ
○本の名
○発行所
氏名 住所

所得税・事業税・村民税の申告について

所得税の申告期限は3月16日まで。 事業税・村民税の申告期限は3月21日まで

上記のように期限は定められていますが、本村の申告指導日程は、次の通り実施したいと計画しておりますので協力下さい。

月日	場 所	税 目 別 申 告	備 考
3.11	岩室村役場	業者で所得税の確定申告又は事業税の申告をしなければならない者 {該当者には個々に日時、場所を通し知してあります}	村民税の申告も同時にさせていただきます
3.2 3.3 3.4 3.5 3.6	岩室支所(岩室地区) 岩室村役場(和納地区)	農業所得者で所得税の確定申告をしなければならない者 {該当者には個々に日時、場所を連絡します}	村民税の申告も同時にさせていただきます
3.9 ~ 3.18	岩室支所、間瀬支所 岩室公会堂、石瀬公会堂 岩室村役場	上記以外の村民税の申告指導	日割については後日連絡します

※申告日には、指定された日時には万障お繰合せの上、おいでを願いたいと思いますが、万一不都合の場合は事前に税務課(TEL1.156)まで御連絡下さい
 ※申告の際は次のものを必ず持参願います
 ①印かん ②生命保険の受領証及び保険証書
 ③世帯員の氏名、生年月日を記載したもの(例えば健康保険の受診証書等)

昭和38年度岩室村水稲中庸標準

種類	取 入				必 要 経 費							差引所得	
	実収反	収用反	単 価	金 額	公租公課	種苗代	肥料代	雇人員	農具費	償却費	その他		計
支米	503K	512K	8,318円	42,588円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
わら		512	21	1,075									
計				43,663	1,261	234	3,390	1,300	663	1,296	3,784	11,928	31,735

水稲中庸標準は下記の通り地域区分を定め適用標準とした。

1 級地	適 用 部 落	取 入			必要経費	差引所得
		適用反収	単 価	金 額		
1 級地	原, 岩室, 樋曾, 尻引, 田子島, 橋本, 久保田, 猿ヶ瀬, 北野, 夏井, 西中, 湯上, 白鳥, 西長島, 横曾根, 西船越, 油島, 高畑, 津雲田, 富岡, 高橋和納, 金池	K	円	円	円	円
		513	8,318	42,671		
2 級地	石瀬, 南谷内, 新谷	513	21	1,077		
		513	21	1,077	43,748	11,938
2 級地	石瀬, 南谷内, 新谷	503	8,318	41,839		
		503	21	1,056	42,895	11,838
3 級地	間瀬	233	8,318	19,380		
		233	21	489	19,869	9,138

普 通 畑 標 準

適 用 区 域	所 得 金 額	適 用 地 域	所 得 金 額
間瀬を除く全部落	10,481円	間瀬	5,484円